

●第 4 期墨田区障害者行動計画（後期）・第 5 期墨田区障害者行動計画

I 計画の期間・位置づけ

計画の期間	第 4 期：平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間 前期：平成 23 年度から平成 26 年度まで 後期：平成 27 年度から令和 2 年度まで 第 5 期：令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間。
計画の位置づけ	本計画は障害者基本法に基づく本区における障害者施策に関する基本的な計画であり、地域福祉計画の内容を踏まえ、障害者施策について取り組むべき施策を総合的、体系的かつ具体的に定めている。

II 令和 2 年度

1 事業実績

令和 2 年度事業実績について、主なものは以下のとおりである。

- (1) 地域生活支援拠点等の整備
 - ・ 重度知的障害者グループホーム（ほーむきらきら星）に地域生活支援拠点を付加した。
- (2) 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援
 - ・ 重度知的障害者グループホーム（ほーむきらきら星）の整備を支援し、令和 3 年 3 月に開設した。
- (3) 障害者問題に関する啓発の実施
 - ・ 12 月 1 日号の「区のお知らせ」で、人権週間に合わせて「障害のある方の人権」について特集記事を掲載した。また、毎月 11 日号に、記事とは別にピクトを掲載した。さらに年間を通して障害者施策等を延べ 69 回紹介した。なお、「区のお知らせ」発行部数は、毎月 73,000 部。
 - ・ 行政情報番組「ウィークリーすみだ」で、すみだ障害者就労支援フェア「就職者パネル展」について紹介した。(10 月 4 日～10 月 17 日放映)

2 事業評価

事業数及び評価

評価	A	B	その他
計画書掲載事業数 147 事業	131 事業	0 事業	16 事業

A：計画どおり進んでいる場合
B：計画に遅れが生じている場合
その他：計画の見直し等の必要が生じている場合等

評価「その他」事業一覧

	事業番号	事業名	説明
1	19	障害児日中活動の運営支援	平成 30 年度末をもって、補助対象団体が解散となった。放課後デイサービスなどの障害児向けの各種サービスが充実してきており事業設立当初の目的は達成したと考え、新たな団体の支援は見込んでいない。

2	25	心身障害者自動車運転教習費補助の実施	令和元年度 補助件数 0 件
3	80	福祉ホーム運営費補助事業の実施	利用者が、平成 27 年度 5 月をもって退所している。
4	118	福祉のまちづくり推進のための体制づくり	事業終了
5	147	地域リハビリグループへの支援	事業終了

※上記他 11 事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の予定どおり実施できなかつたため「その他」評価とした。

3 目標と実績についての分析

本計画における各事業について、概ね計画通り実施されている。
一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、イベント系の事業を中心に、当初の予定どおり実施できなかった。

III 令和 3 年度

1 事業計画

令和 3 年度事業計画について、主なものは以下のとおりである。

- (1) 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援
重度身体障害者を対象とするグループホームについて、建設地等の検討を進めていく。
- (2) 心身障害者福祉手当（区制度）の支給
新たに精神障害者保健福祉手帳 1 級の者を令和 3 年 1 0 月から支給の対象とする。

2 事業計画に対する考え方

障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者差別解消法に謳われている理念の浸透を着実に進め、障害の有無にかかわらず社会の一員として、住みなれた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられるよう、効果的な事業展開を図る。

また、引き続き新型コロナウイルスの感染状況に応じた弾力的な事業運営を心掛ける。